

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	日本国民に対する生活保護の取り扱いに準じて実施する、生活に困窮する外国人の保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊岡市は、日本国民に対する生活保護の取り扱いに準じて実施する、生活に困窮する外国人の保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県豊岡市長

公表日

令和7年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	日本国民に対する生活保護の取り扱いに準じて実施する、生活に困窮する外国人の保護に関する事務
②事務の概要	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、生活保護法に準じて、生活に困窮する外国人に対して保護を行っている。豊岡市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)及び豊岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年豊岡市条例第47号。以下「番号条例」という。)の規定に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収及び医療扶助のオンライン資格確認に関する事務を行う。
③システムの名称	生活保護システム、中間サーバ、番号連携サーバ(団体間統合宛名システム)、統合専用端末、医療保険者向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護被保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 番号条例第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会ができる根拠規定】 番号法第19条第9号 【提供ができる根拠規定】 番号法第19条第11号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	豊岡市役所 総務部総務課 〒668-8666 豊岡市中央町2番4号 TEL 0796-23-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	豊岡市役所 健康福祉部社会福祉課 〒668-0046 豊岡市立野町12番12号 TEL 0796-24-7031
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	[1,000人未満(任意実施)] 令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	[500人未満] 令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	[発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面においては特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人事異動の際には利用システムの権限異動を実施し、不正なログイン等がないよう徹底している。また、併せて端末アカウントや共有フォルダへのアクセス権限も整理し、適切な運用を行っている。よって、当該リスクに対する対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日					新規登録
平成29年4月1日	評価実施機関における担当部署	課長 白石 惠一	課長 原田 政彦	事後	H29.4.1.人事異動
平成29年4月1日	詳しい権利判断項目 いつの時点の件数か	平成27年12月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	上記変更に伴い、評価見直し実施
令和1年4月25日	5. 評価実施機関における担当部署	課長 原田 政彦	課長	事後	
令和1年4月25日	II-1	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年4月25日	II-2	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年4月25日	IV-1		基礎項目評価書	事後	
令和1年4月25日	IV-2		十分である	事後	
令和1年4月25日	IV-3 目的を超えた紐付け、 事務に必要な情報との紐づけが行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年4月25日	IV-3 権限のない者(元職員、 アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年4月25日	IV-7		十分である	事後	
令和1年4月25日	IV-8		○自己点検	事後	
令和1年4月25日	IV-9		十分に行っている	事後	
	公表日	2019/6/28		事前	再実施
	II-1	2019/4/1	2020/2/29	事前	再実施
	II-2	2019/4/1	2020/2/29	事前	再実施
令和1年3月1日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生社会局長通知)に基づき、生活保護法に準じて、生活に困窮する外国人に対して保護を行っている。 豊岡市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成29年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)及び豊岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年豊岡市条例第47号、以下「番号条例」という。)の規定に基づき、特定個人情報および以下の事務を取り扱う。 1 保護の決定及び実施に関する事務 2 就労自立給付金の支給に関する事務 3 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生社会局長通知)に基づき、生活保護法に準じて、生活に困窮する外国人に対して保護を行っている。 豊岡市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成29年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)及び豊岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年豊岡市条例第47号、以下「番号条例」という。)の規定に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収及び保護法上のオンライン資格確認に関する事務を行う。	事後	
令和1年3月1日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	生活保護システム、番号連携サーバ(団体内統合型システム)	生活保護システム、中間サーバ、番号連携サーバ(団体内統合型システム)、統合専用端末、医療保護者向け中間サーバ等	事後	
令和1年3月1日	1 関連情報 3. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成29年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)第4条第2項 豊岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年豊岡市条例第47号)第4条第1項及び別表第1の1の項	番号法第9条第2項 番号条例第4条第1項	事後	
令和1年3月1日	1 関連情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和1年3月1日	1 関連情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ④法令上の根拠		【照会ができる根拠規定】 番号法第19条第9号 【提供ができる根拠規定】 番号法第19条第11号	事後	
令和1年3月1日	IV/リスク対策 8. 人手を介在させる作業		マイナンバー利用事例におけるマイナンバー登録事項に係る機密的かつオンラインでない、マイナンバー登録や前未登録の際には、本人からのマイナンバー取得の照会や、住基ネット照会を行う際には4桁の暗証番号及び暗証番号による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面においては特定個人情報の取扱いに関して手作業が存在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	事後	
令和1年3月1日	IV/リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		人事異動の際には利用システムの権限異動を実施し、不正なログイン等がないよう確認している。また、併せて端末/パソコンや携帯電話へのアクセス権限も整理し、適切な運用を行っている。よって、当該リスクに対する対策は十分であると考える。	事後	
令和1年3月1日	詳しく権利判断項目 1. 対象人数		令和1年3月1日	事後	
令和1年3月1日	詳しく権利判断項目 2. 取扱件数		令和1年3月1日	事後	
令和1年3月1日	公表日		令和1年3月14日	事前	